「除草・伐採作業」仕様書

（担当：川端、山口　℡075-591-0013）

1　件名

除草・伐採作業

2　目的及び概要

本市が管理する一般市道山科日ノ岡経3号線水路内の樹木及び雑草が隣接宅地に支障となっているため、樹木の伐採及び除草を行うものである。

3　期間

令和8年11月13日まで

4　場所

京都市山科区日ノ岡堤谷町他地内（一般市道　山科日ノ岡経3号線）

5　範囲

【別紙1】位置図及び【別紙2】現況写真の赤枠内部分

6　内容

水路内から隣接地に支障となる樹木の伐採及び除草をし、伐採木及び刈草を現場から東部土木みどり事務所（京都市山科区西野様子見町 1-2）まで運搬するものである。

7　見積項目

支障木等伐採及び除草
※作業は隣接する施設（京都大学国際交流会館）内から実施が可能である。
※支障木伐採は根元から伐採すること。
※除草は隣地側に伸びたツル等も撤去すること。（石積みやフェンスに絡むものも含む。）
※伐採木及び刈草の運搬を含む。（現場から東部土木みどり事務所）

8　支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

○　作業日は7日前までに連絡すること
○　本作業に必要な機材等の全ての費用は、本業務に含む。
○　伐採及び除草とともに、散在する落ち葉、空き缶、ゴミ、殻等も回収すること。伐採木、ゴミ等の運搬は即日に行い、現場に仮置きしないこと。
○　作業に際しては、近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
○　隣接する施設（京都大学国際交流会館）を使用する場合は、事前に調整が必要となる。
○　作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
○　作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
○　作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
○　受注者による道路使用手続きは不要。

【別紙1】

山科区日ノ岡堤谷町他地内

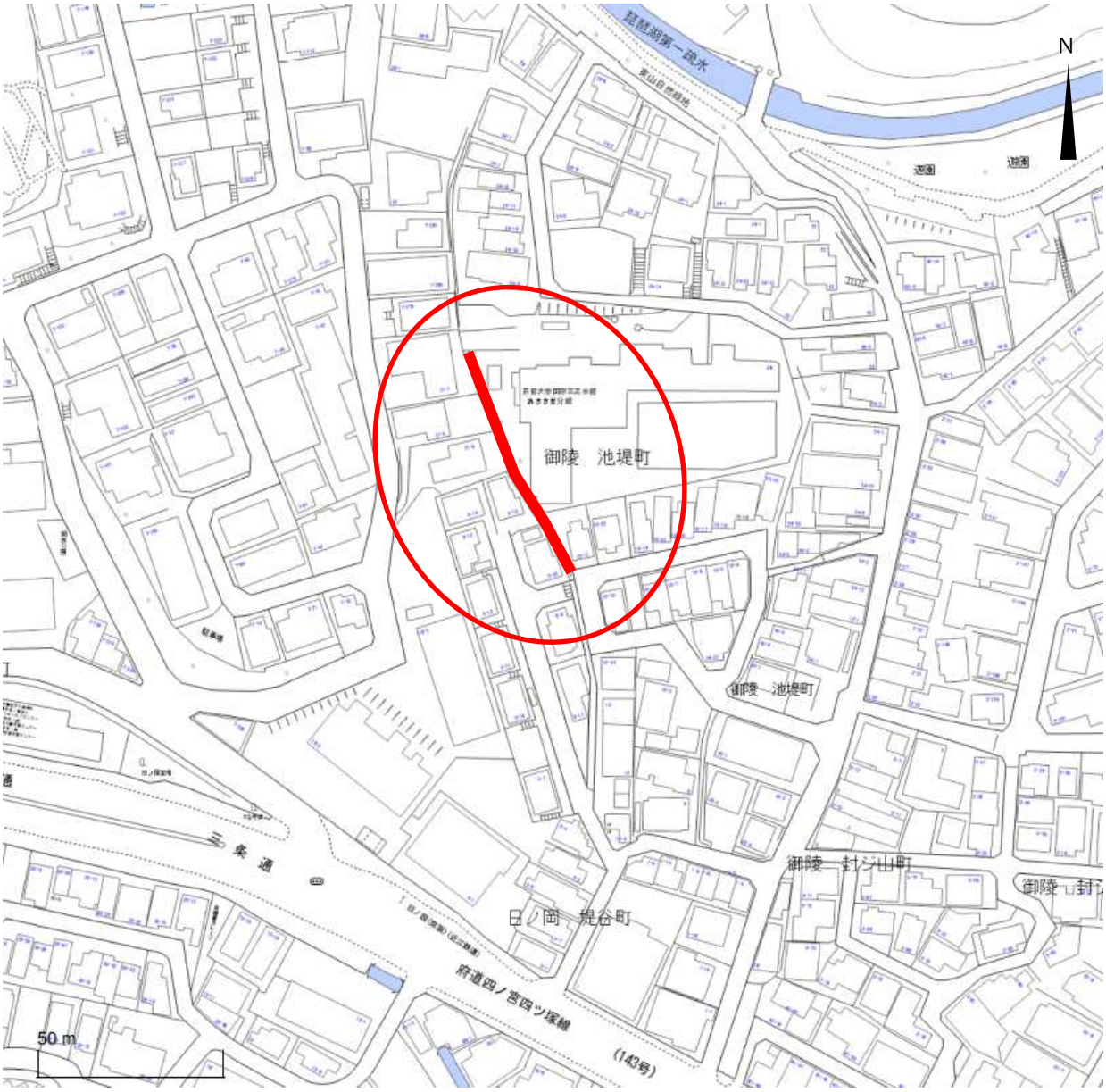

【別紙2】

南側起点
フェンスと擁壁の間でも
プランター等はそのままに

除草は隣地側に伸びたツル等も撤去すること。
（石積みやフェンスに絡むものも含む。）

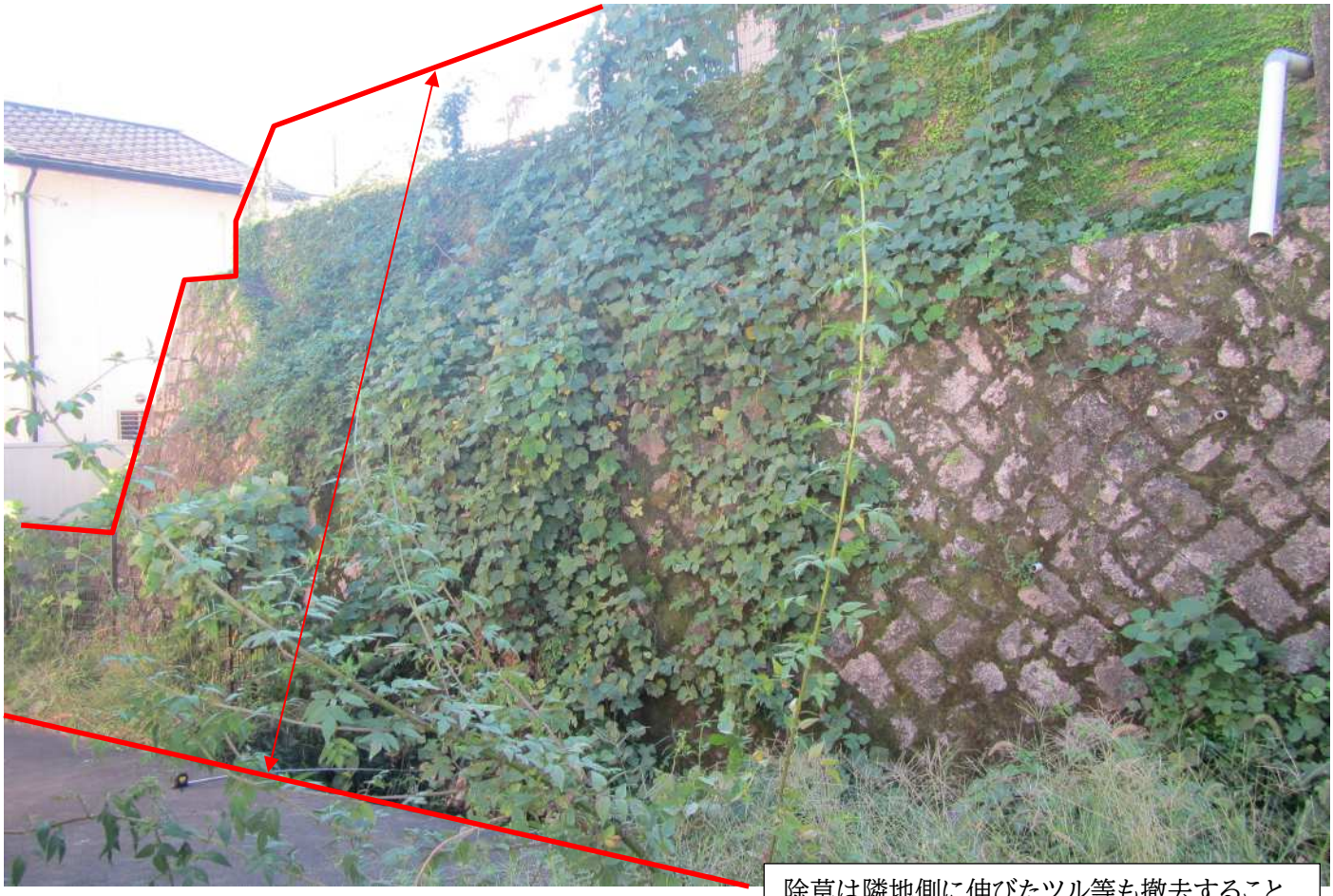

除草は隣地側に伸びたツル等も撤去すること。
（石積みやフェンスに絡むものも含む。）

コンクリートと防草シートの継ぎ目を目安に
北側の擁壁まで

北側終点

この木の伐採は不要